

#### ④側方衝突警報装置(UN-R151)

新規

【保安基準】第43条の9

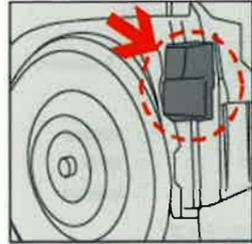
##### ■対象

車両総重量8トン超の自動車

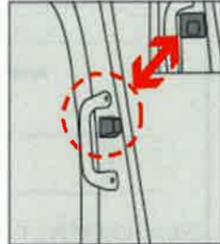
##### ■概要説明

保安基準第43条の9(側方衝突警報装置)において自転車の乗車人員等が、自動車の左側面に衝突する恐れがある場合に、その旨を運転者に警報する装置を備えなければならない。

側方衝突警報装置は、その自動車の最外側から100ミリメートル以下の範囲内で突出することができる。



BSIS用レーダ装着状態

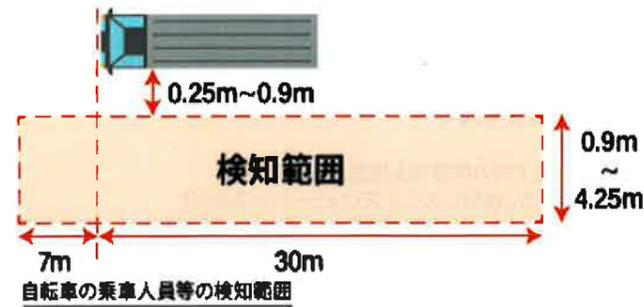


BSIS用インジケータランプ

##### ■保安基準適用時期

新型車:令和4年(2022)5月～

継続生産車:令和6年(2024)5月～



#### ⑤車両後退通報装置(UN-R165)

新規

【保安基準】第43条の10

##### ■対象

車両総重量3.5トン超のバス及び自動車

##### ■概要説明

法規要件(車両後退通報装置の機能、性能等)

- ・原動機が起動している状態でシフトが後退に入れば自動で音を発すること。
- ・後端から7mの音圧を“低”“通常”“高”の3つのレベルに定義し国内では“通常レベル”を必須とする。  
(低レベル:45~60dB、通常レベル:60~75dB、高レベル:80~95dB)



#### UN規則とは

##### 説明

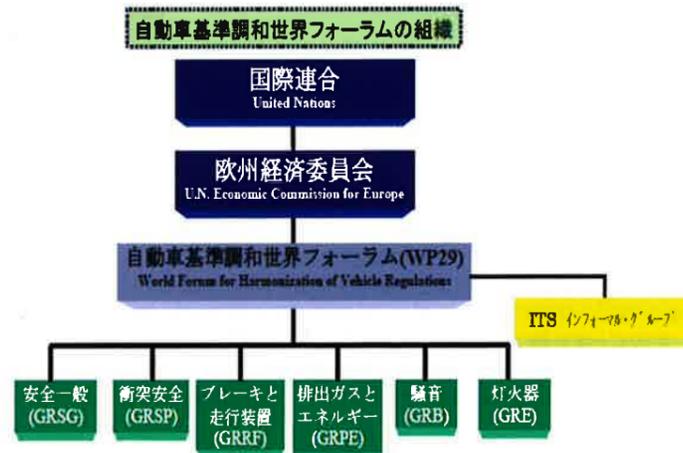
UN規則は、自動車の構造及び装置の安全・環境に関する統一基準の制定と相互承認を計ることを目的としています。基準案の審議・採決は、国際連合・国連欧州経済委員会の傘下にある「自動車基準調和世界フォーラム(WP29)」で行われます。

##### 1958年協定

自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和及び認証の相互承認を目的として、国連において採択された協定。

##### 1998年協定

自動車の装置ごとの安全・環境に関する世界の知見を集めた統一的な技術基準の策定及び当該基準の1958年協定に基づく規則や各国法規への導入による基準の国際調和を目的として、国連において採択された協定。



(国交省HPより抜粋)

## バンボディで 押さえておきたい法規

～2020年4月以降 新規・改訂された法規～



ドライバン



ウイング車



冷蔵冷凍車

【対象車両】

#### まえがき

2019年3月、日本自動車車体工業会バン部会では、過去の再検査事例より見落としやすい法規のポイントとして「バンボディで押さえておきたい法規」を作成しました。その後、5年程が経過し、新たな法規の制定、及び改訂が行われております。本資料では、2020年4月以降に追加・改訂された法規のポイントをわかりやすく記載するように努めました。本資料を営業活動や製品設計の際に活用して頂き、業務の一助となれば幸いです。

車両法規の「新規」「改訂」の解説



①突入防止装置(UN-R58-03)

改訂

【保安基準】第18条の2 細目告示第1節 第24号

■対象  
車両総重量3.5トンを超える貨物自動車

■保安基準適用時期  
新 型 車:令和元年(2019)9月～  
継 続 生 産 車:令和3年(2021)9月～

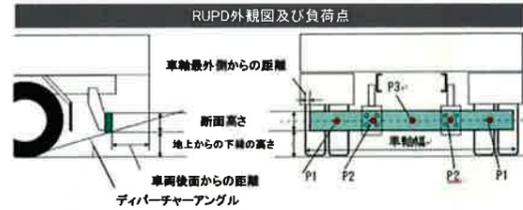
■新JABIAリベット制度 協定規則58号 説明資料

＜車体工業会会員の皆様へ＞  
車体工業会ホームページに「新JABIAリベット制度解説書(UN-R58-03改訂)」を掲載しております。  
本紙と合わせて活用してください。

■概要説明

1) 法規要件 ＜新JABIAリベット制度解説書 p4参照＞

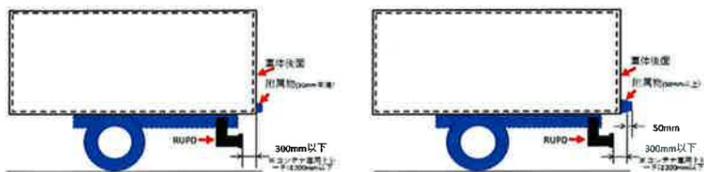
	UN-R58-02	UN-R58-03	
		車両総重量3.5～8t以下	車両総重量8t超
地上からの下端高さ	550mm以下	液圧又は空気圧サスペンション装着車は450mm以下 または550mm以下 これ以外は500mm以下または550mm以下	
車両後端からの距離	負荷後400mm以下	負荷後400mm以下	負荷前300mm以下かつ負荷後400mm以下
断面高さ	100mm以上	100mm以上	120mm以上 TGI付車 100mm以上
負荷荷重	P1,P3: 50kN P2: 100kN	P1,P3: 100kN P2: 180kN	P1,P3: 100kN P2: 180kN
車両最外側からの位置	後車輪最外側から100mm以内	後車輪最外側から100mm以内	



03改訂では02改訂に対し、RUPDの負荷荷重増大、RUPD取付位置基準見直し及びRUPD取付部の強度要件が含まれ定義されました。  
シャシフレーム延長等におけるRUPD移設取付の際は注意が必要です。(下記4)項参照)

2) 車両後面及び附属物の考え方 ＜新JABIAリベット制度解説書 p29参照＞

バン型車両の車体後面へより突出する附属物の突出量によりRUPD位置に対する考え方が異なります。  
附属物の突出量が50mmを基準にRUPDセット位置の考え方が異なります。

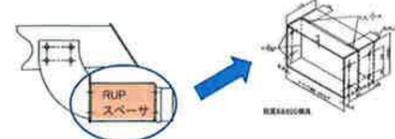


3) RUPD移設時の考え方 ＜新JABIAリベット制度解説書 p4参照＞

RUPD移設の際は、移設先のRUPD取付強度の認可取得状態に対し強度低下が発生しない様にする必要があります。  
特に、シャシフレーム延長を架装メーカーにて実施しRUPDを移設する場合は延長部の強度証明の提示を要求される場合があります。  
また、キックアップシャシはフレーム断面係数が低下しない位置を選定する必要があります。

4) スペーサ ＜新JABIAリベット制度解説書 p6参照＞

シャシ純正RUPD位置では法規を満足できない場合にスペーサによる移設も可能です。



スペーサを使用する際は見やすい位置へ「新JABIA青リベット」の装着が必要です。また、「スペーサ挿入に関わる強度確認書」の提出が要件となります。

5) 許容される軽微な変更＜新JABIAリベット制度解説書 p25参照＞

RUPDの性能に影響が出る改造は禁止されておりますが軽微な変更については性能に影響しないため差し支えないものとします。



②後退時車両直後確認装置(UN-R158)

新規

■対象  
自動車全般(トレーラーは除く)

■概要説明

自動車の後退時に発生する事故に対する安全対策の更なる強化を行う為、以下の要件を満たす後退時車両直後確認装置(バックカメラ、検知システム又はミラー)を自動車に備えなければならない。

《主な要件》

- ①車両直後のエリア内の障害物を確認出来る事※1
  - ②確認手段はカメラ、検知システム又はミラーによる事※2
- ※1. 検知システムのみで障害物を確認する場合は、確認範囲が一部異なる。  
※2. 一部の車種については、目視のみ又は目視とミラーの組合せにより確認出来ればよい。また、一定条件の下においては、確認手段を組み合わせる事も可能。

◆保安基準適用以降、後退時車両直後確認装置はR158適合認証が必要です。

■R158適合認証の分類

- 1) 車両認証品(シャシ純正品)
  - ・車両メーカーが、指定した後退時車両直後確認装置。
  - ・車両メーカーが、予め保安基準の適合性・R158適合性について車両取付に関する認証を受けた装置。
  - ・車両メーカーが、指定した条件(取付エリアなど)でのカメラ画像表示装置の取付。
- 2) 装置型式指定品(自マーク)
  - ・車両メーカーの指定と異なり、後退時車両直後確認装置の単体でR158適合性について認証取得した装置。
  - ・部品メーカーが、指定した条件(取付エリアなど)でのカメラ・画像表示装置の取付。

	1列目	2列目	3列目
ボールの見え方	□150×150のバッチがそれぞれのボール上面または側面のいずれかの位置で見えること	視認性は1本ずつテストする(1列を同時にテストしても良い)	
モニターに映るボールの見え方	視覚3分以上で映されること		視覚5分以上で映されること

③後部番号灯(UN-R4)

新規

■対象  
自動車全般

■概要説明

- 1) 法規要件
  - 番号灯は、夜間後方20mの距離から、番号標の数字等の表示を確認できるものであること。
  - この場合において、次のいずれかに該当すること。
  - ①番号灯試験機を用いて計測した番号標板面の照度が8ルクス以上のもの
  - ②協定規則の技術的な要件に基づく番号標板面の輝度が2cd/m<sup>2</sup>以上のもの
  - ・番号灯と番号標ブラケットは一体で構成され法規対応しています。
  - ・上記要件を満たすため、番号灯と番号標ブラケットについては、シャシメーカーもしくはR4対応番号灯と番号標ブラケットセット(市販品)を取付する必要があります。

2) 取付部品 例



【保安基準】第36条

■保安基準適用時期  
新 型 車:令和4年(2022)5月～  
継 続 生 産 車:令和6年(2024)5月～

3) 視認角の適応範囲  
視認角の範囲内において白色である灯光等の発光面が直接確認出来ないものであること。

灯火器名称	装着義務車両	色	個数
後部番号灯	自動車全般	白	規程なし

